

磐田市告示第295号

磐田市建築物の確認等に関する書類の閲覧要綱（平成17年磐田市告示第161号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月18日

磐田市長 草地博昭

題名を次のように改める。

磐田市建築物の確認等に関する書類の閲覧及び写しの交付要綱

第1条中「第11条の4第3項の規定に基づき、」を「第11条の3第3項の規定に基づく」に、「閲覧に関し」を「閲覧及び当該概要書の写しの交付に関し、」に改める。

第4条中「別記様式」を「様式第1号」に改める。

第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（概要書の写しの交付手続）

第8条 概要書の写しの交付を受けようとする者は、概要書の写しの交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（概要書の写しの交付部数）

第9条 概要書の写しの交付部数は、1件の概要書につき1部とする。

（概要書の写しの交付に要する費用）

第10条 前条の規定による概要書の写しの交付に要する費用は、日本産業規格A列3番以下の大きさで、カラー複写以外のものについては1枚につき10円とし、その他のものについては、当該作成に要する費用に相当する額とする。

（電磁的記録）

第11条 概要書の写しの交付を受けようとする者は、第8条に規定する交付申請書を、書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

別記様式中、「建築物の確認等に関する書類の閲覧要綱」を「建築物の確認等に関する書類の閲覧及び写しの交付要綱」に、

閱 覧 年 月 日		年 月 日
閱 覧 者	住 所	
	氏 名	
閱覧する敷地の地名地番		磐田市
閱 覧 の 目 的		

を

閱覧する敷地の地名地番		磐田市
閱 覧 の 目 的		

に

改め、同様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第8条関係）

概要書の写しの交付申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所

氏名

建築物の確認等に関する書類の閲覧及び写しの交付要綱第8条により、下記の概要書の写しの交付を申請します。

記

交付を受ける敷地の 地名 地番	磐田市
交付を受ける目的	

附 則

この告示は、公示の日から施行する。